

令和5年度 第4回倉吉市国民健康保険運営協議会（概要）

日時：令和6年2月1日（木）

午後2時00分から午後3時30分まで

場所：倉吉市役所第2庁舎会議室303（第2庁舎3階）

【出席者】

- 委員 北村 祐子、廣谷 静枝、森石 学、福嶋 寛子、森本 英嗣、
小谷 弓子、上本 武、小谷 秀昭、春木 真知子、檀原 三七子、
生田 均、楠 洋司（12名）
- 副市長 加藤 礼二
- 事務局 健康福祉部長 谷口 剛、健康推進課次長 大西 妙、
保険年金課長 涌嶋 弘美
健康推進課 大羽 みゆき、長寿社会課 矢城 宏朗、河本 千鶴栄
保険年金課 伊東 利恵、山増 諭美子、三浦 貴弘
(欠席委員：牧田 国夫、長谷川 理恵、松田 隆、野田 博司)

【日程1 開会】

【日程2 会長あいさつ】

【日程3 副市長あいさつ】

【日程4 答申書の提出】

(副市長は、公務のため退席)

- 事務局
- 委員 16名のうち 12名出席。委員半数以上の出席となるため、倉吉市国民健康保険条例施行規則第2条の規程に基づき、本日の会議は成立。
 - 倉吉市国民健康保険条例施行規則第2条に基づき、会長が議長を務めることになっているため、生田会長に進行をお願いする。

【日程5 議事録署名委員の指名】

- 議長
- 倉吉市国民健康保険条例施行規則第2条及び第3条の規程により、議事録は事務局が作成し、議事録署名委員は議長が指名することになっている。
 - 議事録署名委員は福嶋委員と上本委員にお願いする。

【日程6 審議事項】

- 事務局
- (1) 令和6年度国保事業について
令和6年度倉吉市国民健康保険事業運営に関する事業計画（案）について説明

委員	・国保料収納率の目標値は、どのような基準で設定したものか。
事務局	・現年度分については、現行よりもさらに徴収対策を強化していくということでお実績よりも上の 96.5%という目標設定とした。滞納繰越分については、残っているものは困難案件であり、収納率は年々減少してきていることから、下方設定の 45.0%とした。
委員	・短期被保険者証、被保険者資格証明書とはどのようなものか。
事務局	・通常の被保険者に対しては有効期限が 1 年間の保険証を交付している。滞納のある方については、6 ヶ月間の短期被保険者証、または被保険者資格証明書を交付している。被保険者証をお持ちの方は医療給付費が 2 割または 3 割負担だが、被保険者資格証明書の場合は、医療機関で一旦 10 割を支払っていただく。後ほど市役所で手続きをする際に、滞納の交渉をするということになる。
委員	・交通事故等にかかる第三者行為についての補足説明をして欲しい。また、この事業計画に掲載する意義は何か。
事務局	・交通事故や他人の犬に噛まれたなど第三者行為によるケガをして、医療機関を受診したにも関わらず届出がなかった場合に、届出を促すものである。本来、相手方が負担すべきであって、国保が負担しなくてもいい部分については、相手方に返していただくことが必要と考える。
委員	・特定保健指導の実施率について、令和 3 年度は令和 2 年度より大きく伸びており、令和 4 年度は下がっている。要因は何か。
(意見)	・その他の保健事業について、訪問指導、面談をされている。国保特有の市民との距離が近いということで実施できるところもあると思う。今後も、こうした国保の特性を活かした事業を行って欲しい。
事務局	・令和 3 年度が特定保健指導実施率が高いのは、訪問してその場で初回指導ができたといったことがある。訪問した時に、会えるか会えないかということで差が発生する。再び特定健診の対象となった人が、昨年受けたから今年は受けないという判断をする場合もある。また、特定健診は 2 月末までのため、年度をまたいで次の年度の特定保健指導となる場合もある。
委員	・地域活動組織の育成・連携部分の「組織」は具体的に何をイメージしているか。

事務局	・自治公民館または地区公民館単位で健康づくりの活動をしている会に対し、健康教育を行ったりすることを想定している。
委員	・医療機関等との連携部分に新規事業を行う場合とあるが、具体的に何か決まっていれば、医師会に伝えておく。
事務局	・特定健診未受診者受診勧奨のハガキに、特定健診を受けることができるかかりつけ医を表示することを計画しており、医師会への相談を予定している。
委員	・社会保障制度改革への対応の中で、「県が責任主体となり」とある。保険料が完全統一となったときの県、市町村の役割はどうなるか。
事務局	・個々の被保険者から保険料を集めるのは、市町村の役割。医療費の支払いは、県全体で行う。保険料率も県で統一となる。基本的には被保険者と市町村の関係は変わらない。県が経営の主体となるということである。
委員	・保険料完全統一となったときの市としてのメリットは何か。
事務局	・リスクを大きな器で受けしていくところが、メリットとなる。例えば、透析患者が1名増えると医療費は500万円アップするとされる。それを規模の小さい団体で受けて行くのは財政的に難しいものとなってくる。県という大きなくくりの中で、住民に負担を与えないようにしていくということである。
令和6年度倉吉市国民健康保険事業運営に関する事業計画（案）について承認	
事務局	・第2期倉吉市国民健康保険データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）について説明
（意見） 委員	・国保の担当課だけでなく、例えば地域のコミュニティーセンターにも情報が広がっていくような取組み、頭で理解するだけでなく身体で感じられるようなものがあればいいと思う。
	・COPD 対策事業については、治療薬の準備の都合があるので、事業開始前に医師会に相談いただくようお願いしたい。
事務局	・現在は、医師会の中の喫煙問題研究会に相談している状況。本格的に実施する場合は事前に医師会に協議させていただく。

(質疑) 委員	・保健事業の評価を毎年度実施しているとのことだが、この協議会で報告されているか。
事務局	・毎年度の報告はしていないが、計画の中間年度に中間評価を実施し、この協議会で報告している。実施結果により変更が必要となる場合には協議をさせていただく。
委員	・健康日本 21 計画との連動性はどうなっているか。
事務局	・国の健康日本 21 計画をもとに、「倉吉市いきいき健康・食育推進計画」を策定している。COPD 対策など双方の計画の整合性をとりながら進めて行く。
(意見) 委員	・生活習慣病を防いでいくために、誰一人取り残さないという国の施策と連動させながら、事業を考えいかなければならない。
委員	・健診を受ける必要性を分かりやすく、楽しく伝えていくために、キャラクターなどを作って、文字だけでなく、視覚に訴えてみてはどうか。
	第2期倉吉市国民健康保険データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）について承認
事務局 (質疑)	・（2）倉吉市国民健康保険条例の一部改正について説明 特になし 倉吉市国民健康保険条例の一部改正について承認
事務局 (質疑)	・（3）令和6年度予算（案）について説明 特になし 令和6年度予算（案）について承認
事務局 (意見) 委員	【日程7 報告事項】 ・（1）令和5年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施状況について報告 ・地域を限定した細やかな対応は、よい取組みである。さらに地域を拡大していくと健診の受診率向上にも繋がっていくと思う。

事務局	<p>【日程8 その他】</p> <ul style="list-style-type: none">・保険証交付に係るスケジュールについて説明
	<p>【日程9 閉会】</p>